

書類の送付先が変わります

令和7年7月10日から「東京国税局業務センター千葉西分室」において、銚子税務署・佐原税務署・成田税務署の一部の内部事務^(※)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和7年7月10日以降、上記各税務署管内の皆様が申告書、申請書及び添付書類等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター千葉西分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

※ 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛 先

東京国税局業務センター千葉西分室

《郵便番号》262-8507 ※電話番号と間違えないようご注意ください

千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地

ご留意いただきたい事項

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 電話による税務相談や申告書、申請書及び添付書類等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、電話や文書によりお問合せをさせていただくことがございます。

